

平成29年5月26日

御嶽山噴火に伴う木曾川上流域水質保全対策検討会

検討会での確認結果

1. 規約の改正

- ・別添のとおり規約を改正する。

2. 牧尾ダム利水放流設備の点検放流条件の変更について

- ・発電所機器の故障や送電線障害等により、発電放流管による放流ができない場合への備えとして、利水放流設備からの点検放流を実施しているが、現在までの点検放流実施状況、貯水池の水質改善傾向を踏まえ、点検放流の実施条件の変更について水資源機構から提案があり、確認された。
- ・年度当初の点検放流は従来通りの基準とし、2回目以降に実施する点検放流については、ゲート放流実施時（洪水吐ゲート放流量が、概ね15m³/s以上の場合）において、洪水吐ゲート放流量と1:1以上の希釈を確保して実施する。
- ・なお点検放流時は、従前の点検放流時と同様、実施前に関係者への情報提供を行うほか、牧尾ダム直下流での水質監視を行い、必要に応じ減量又は中止などの対応を実施していく。

3. 今後の方針について

- ・引き続き、水質異常が発生した場合には、各機関が設定した行動計画に基づき対応するほか、必要に応じて検討会を開催し対応について調整を図っていく。
- ・今後、抜本的な対応に向けた検討・調整を図るため、今年度より具体的な検討に着手する。

以 上

御嶽山噴火に伴う木曾川上流域水質保全対策検討会 規 約

（目的）

第1条 御嶽山噴火に伴う木曾川上流域水質保全対策検討会（以下「検討会」という）は、御嶽山噴火を受けて、関係機関が連携・協力し、今後の水質監視体制や牧尾ダム貯水池の水質保全対策、下流河川への影響緩和策等の検討を行うことを目的とする。

（構成機関）

第2条 検討会の構成機関は下記をもって構成する。

長野県、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、経済産業省中部経済産業局、
農林水産省東海農政局、(独)水資源機構中部支社、関西電力(株)東海支社、
国土交通省中部地方整備局

（委員）

第3条 委員は、別表－1に掲げるものをもってあてる。

（事務局）

第4条 検討会の事務局は、(独)水資源機構中部支社及び関係河川管理者（長野県、岐阜県、国土交通省中部地方整備局）の代表として国土交通省中部地方整備局で行う。

（検討会）

第5条 検討会は構成組織が必要と認めた場合に事務局が招集する。

2. 構成員の合意により必要と認める場合は、学識経験者及び地元関係者に対して出席を求め、報告並びに意見を聞くことができる。
3. 検討会は半数以上の出席をもって行うものとする。
4. 会議の終了の都度、その議事内容の概要を公表するものとする。

（規約変更）

第6条 本規約に定めのない事項や規約の変更が必要な場合は、検討会において決定する。

（付則）

第7条 本規約は平成26年10月28日から施行する。

御嶽山噴火に伴う木曾川上流域水質保全対策検討会 名簿

所 属	役 職
長野県環境部水大気環境課	課 長
長野県建設部河川課	課 長
愛知県振興部土地水資源課	課 長
岐阜県環境生活部環境管理課	課 長
岐阜県県土整備部河川課	課 長
岐阜県都市建築部水資源課	課 長
三重県地域連携部水資源・地域プロジェクト課	課 長
三重県企業庁 水道事業課	課 長
名古屋市上下水道局技術本部計画部	主 幹
経済産業省中部経済産業局地域経済部地域振興課	課 長
農林水産省東海農政局農村振興部設計課	課 長
関西電力（株）東海電力部 土木グループ	チーフマネジャー
関西電力（株）東海電力部 用地グループ	チーフマネジャー
(独)水資源機構中部支社	次 長
国土交通省中部地方整備局河川部	広域水管理官